

イギリスからみた「50年代改憲論」 —駐日大使報告・新聞論説を中心に—

梶 居 佳 広*

はじめに

1956年7月8日投票の参議院選挙は、日本国憲法改定の是非をめぐる長い歴史の中でも画期をなす大きな出来事であった。「改憲阻止」を全面に掲げた社会党が（左右両派に分裂中であった）3年前の獲得議席を18も上回る49議席を獲得し61議席の自民党に肉薄。「護憲」勢力は非改選分と合わせて「3分の1」を突破し、ここに保守勢力主導による早期の明文改憲は挫折した。勿論、講和発効＝独立から保守勢力の主導で高揚した改憲論そのものは1964年7月の憲法調査会の最終報告書提出の頃まで、特に強硬な改憲論者で知られる岸信介内閣期（1957－60年）は日米安保条約の改定問題と相まって政治上の大きな争点としてあり続けた。とはいえ、現在に至るまで「改憲」が事実上実現困難な政治課題と化してしまったのは1956年参議院選挙の結果以降であったと考えてよい。この点、選挙結果判明前まではそれなりに活発であった日本の新聞紙面での憲法論議が、選挙後は議論自体（翌年の「施行10周年」や憲法調査会発足まで）「消滅」してしまったことも選挙結果を反映したもののといえよう¹⁾。

ところで56年参議院選挙の結果＝明文改憲挫折について、イギリスの新聞『ザ・タイムズ（The Times、以下『タイムズ』と表記）』は「優柔不断な日本」と題する社説を掲載（7月11日）し、西側陣営とのさらなる連携のため

* 立命館大学非常勤講師

の再軍備＝改憲を先送りにした結果をかなり批判的に論評することで明らかに改憲を支持していた²⁾。一方、駐日イギリス大使デニング（Sir E.Dening）は、選挙結果については早期改憲が不可能になったこと、自民党はなぜ改憲が必要であるかの説明が不足していたことを指摘するに止め「改憲の是非」には触れていない（7月13日報告³⁾）。しかしデニングはこの報告の4か月前、憲法調査会法案が提出されたことを受けての報告（3月6日）では保守勢力主導の改憲が実現することによって「戦前の機構、やり方に回帰する」事態を危惧しており⁴⁾、明らかに改憲には慎重ないし警戒の姿勢をとっていた。要するに、日本国憲法の改正問題についてイギリスを代表する新聞と駐日大使との間には無視できない見解の相違があったのだった。

そこで今回の小論では1950年代改憲論議への『タイムズ』と駐日大使の評価について、日本の独立回復（1952年4月28日）から前述の1956年参議院選挙までをたどることによって、イギリスからこの問題がどうみえたか、ことに1956年時点でなぜ両者の見解が異なったのかを簡単に検討したい。周知のように、イギリスは第2次世界大戦後、東アジア地域においても、また対日関係においてもアメリカに主導権を完全に奪われており植民地の支配も解体の道を歩んでいた。とはいえ、イギリスはなお「強国」の一角であり、日本にとってもアメリカに次ぐ重要な外交相手国であった。ゆえに駐日大使と一新聞だけとはいえイギリスの反応を検討することは十分意義のあるものといえよう。直接の影響力が減退することによって、かえって日本国内の事態について距離を置きつつみることができたといえるかもしれない。この点先行研究は、例えば木畑洋一氏の研究⁵⁾や『日英交流史』（全5巻）などは（研究の内容上当然ではあるが）国際関係全般や対日講和・日英関係に重点が置かれ、日本国内政治、なかんずく憲法問題への反応については十分明らかにしていない⁶⁾。こうしたなか、バックリー（R.Buckley）氏の研究は日本内政へのイギリスの反応も含んだ研究として先駆的で有益なものであるが、日本の占領期、それもその前半が対象であって今回検討したい1950年代を扱っ

ているわけではない⁷⁾。また戦後象徴天皇制の形成を研究している富永望氏が極東委員会が主導した日本憲法見直し(1947-49年)におけるイギリス(本国外務省・駐日大使館)の対応を詳細に紹介しているが⁸⁾、ここでも1950年代については当然ながら対象外である。小論は以上のような研究の「隙間」を僅かながらも埋める作業であると考えている。ただし、今回は『タイムズ』については社説、駐日大使報告はイギリス本国外務省が内部機密用として重要文書を収録した『コンフィデンシャル・プリント(Confidential Print)』に掲載された報告の中から日本の内政に関するそれを主に検討する。従って、先行研究で紹介されている日本と諸外国との関係に関する報告は、憲法問題(ないし再軍備問題)に関わるものを除き必要最小限にしか触れられない。勿論、憲法に直接言及した外交報告・社説以外の記事については当然検討の対象とする⁹⁾。

なお今回対象とする時期の駐日大使であったデニングは、1920年に領事部門の通訳生として入省以来、日本(植民地・租借地を含む)に長年駐在していたことで知られる。日本が租借地として統治していた関東州・大連の領事時代には1931年9月18日勃発の柳条湖事件を目撃し、戦時中は東南アジア地域連合軍司令官マウントバッテン(Louis Mountbatten)の政治顧問としてアジアの占領行政や戦犯裁判に関与している。そして第2次世界大戦後ベヴィン(E.Bevin)外相の下の外務次官補に就き、サンフランシスコ講和条約調印直後の1951年10月に戦後初代の駐日大使に着任することになった文字通り「たたき上げ」の外交官であった¹⁰⁾。デニングに限らず、この時期の駐日イギリス外交官は戦前の日本を知るものが多い。今回の小論でもこのような事実のもつ意味について考えていきたい。ちなみに駐日大使としてのデニングに関して、前述したバックリー氏や田中孝彦氏の論考があるが、日英関係そのものの打開のため、また占領以降圧倒的なものとなった日米関係の相対化を図る外交の担い手ないし講和・独立以降に予想された日米関係悪化の際の調整者としてイギリスが日本への影響力を増大させるよう相当な努力を払っ

たものの、第2次世界大戦前から続く日英経済摩擦や大戦で生じた相互不信により思うほどはいかなかった点を指摘した内容であって¹¹⁾、日本の内政についてはここでもあまり触れられていない。以上の先行研究は、後述する「事実確認と考察」のところでも改めて紹介することにしたい。

I. 吉田内閣期（1952－1954年）の駐日大使報告と新聞論説

（1）「独立」直後

1952年4月28日、講和条約発効により日本は独立した。周知のように、当時日本の首相は自由党率いる吉田茂であり、1954年12月に退陣するまで彼が引き続きその地位に止まるが明文改憲には慎重な姿勢であった。

吉田内閣期において、憲法を含めた日本内政の問題にイギリスが反応を示したのは、まず日本が自主的に国家運営できることを意味する「独立」直後の一連の出来事であった。独立から間なしに日本国憲法施行記念日（5月3日）で式典も挙行されたが、占領終了直前から憲法制定過程が日本の新聞紙面で紹介され憲法への関心が高まっていた¹²⁾。加えて（というか、ところが）5月1日にいわゆる「メーデー事件」が発生し、イギリス側の関心もメーデー事件の方に移るようになる。

4月28日以降、『タイムズ』は社説や分量のある記事、デニング大使も報告をまとめているが、両者の見解はかなり趣を異にした。『タイムズ』社説は占領期に形成された日本をめぐる国際関係、国内制度を概観・説明した内容であり、日本がアメリカ中心の陣営に属していることを前提にロシア（ソ連）や「共産中国」との関係や再軍備・安全保障が課題・論議になっていると指摘するが、再軍備と憲法の関連については触れていない。一方アメリカ主導による占領改革については、「長い伝統をもつ強い従順」に「民主的な機構を接木」したものと理解し、天皇についても「国民の神秘的な統合を象徴する」が「立憲的な統治者（Constitutional ruler）」になったとして、

占領の結果・現状に対しては非常に肯定的な評価を下していた¹³⁾。一方、デニング大使はアメリカによる占領の特徴は急進的な改革・非武装路線から再武装・反共主義への「暴力的な変更」にあったとし、政策変更によって「日本にもたらされた多くの利点は価値が減少」し「占領の結果もたらされた新たな偉業全てに疑いがかけられた」と批判し、今後の日本の動向も含め懸念を示している¹⁴⁾。天皇についても、憲法記念日における天皇メッセージに関する報告（5月6日）の中で、天皇は戦前有していた「主権（sovereignty）」を今日喪失したように見えるが、これは「皇族の態度・行動が皇室の権威を高めるのに役立たず」、また「ほんの部分的ではあるが日本人が天皇への敬意をもたなくなった」ためであり、結果「皇室と新しい民主主義概念との調和は日本にとって非常に難しい問題である」と結論付けるのであった¹⁵⁾。

メーデー事件についても両者の評価は異なっている。『タイムズ』は5月3日に社説を掲載し、事件を「日本人と「朝鮮人¹⁶⁾」の共産主義者が主導し、日本政府提起の法案＝破防法に反対する日本人が参加した反米・反政府暴動」と解したうえで、共産主義の脅威を受けて日本政府はなぜ独立後も米軍が駐留するかを国民に理解させるようにしなければならないと主張するのに対し¹⁷⁾、デニングは13日の報告で共産党系出版物（『内外評論』）の内容から暴動と共産党との関係は推測できるが、暴動は政府に治安立法制定への後押しをするだけの行為であるから、実は政府も暴動を望んでいたのか、逆に政府に治安立法を制定させる「状況」をつくりだすのが共産主義者の目的なのか、その点はよく分からないとしている¹⁸⁾。

もっとも、この報告による限りデニングは治安立法＝破壊活動防止法（破防法）案に対しても警戒的ではあると推測できるが、破防法に関する報告は特にない。『タイムズ』も5月19日に破防法をめぐる政府・反対運動の動きを紹介した社説を掲載しているが内容は両論併記に止まっており¹⁹⁾、これ以降、日本の内政への特集記事や社説も掲載されなくなった。デニング大使の報告も8月11日の国会閉会に関する報告まで特筆するものはなくなり、8月

報告もまた「議会制が崩壊した戦間期を想起」しつつ「頻繁に起こる乱闘」など議会運営のまずさを指摘して今国会は「議会制民主主義への威信を高めるもの」はなかったと評しているが、破防法については特に論評していない²⁰⁾。

(2) 2度の総選挙(1952年10月、1953年4月)

次に『タイムズ』、デニング大使が日本政治を論評したのは、1952年10月1日投票の衆議院総選挙であった。

『タイムズ』の場合、8月28日の解散後、9月だけで2、6、16、19日と日本の総選挙関連の記事があり、外交政策と再軍備が争点であると再三指摘している。特に19日の記事は相当な分量からなるもので、アメリカの占領政策転換に日本人も順応し「憲法の禁止にもかかわらず再軍備に半ば関与」しているとし、その上で各政党の見解を紹介している。ただ『タイムズ』は、多くの日本人の投票行動は「イデオロギーよりも指導者に従う」傾向にあるが、再軍備については「国としての誇り(National Pride)」の復活を喚起する目的もあって軍国主義との区別を困難にしている。事実、日本人の第2次世界大戦における戦争犯罪への態度が、独立以降連合国側に批判的な傾向へと変化していること、また選挙に旧軍人が多数立候補していることなども指摘しており、再軍備(とそのための改憲)への警戒心も示していた²¹⁾。もっとも、投票後の社説(10月3日)では、「日本人は改革や革命を拒絶し、吉田の中道的な保守主義を支持した」と概ね選挙結果に満足し、また現有議席を全て失い壊滅した共産党に代わって躍進した左派社会党については「冷戦下で中立を主張し共産中国を含むアジア諸国との関係強化」を主張するが、そのような「西洋民主主義との協力拒否は他の党派からの孤立をもたらす」とやや批判的に論評していた²²⁾。一方デニングは10月7日選挙へのコメントとして、多くが(公職追放による)「被追放者である戦前の政治家も多く当選したがこれは長い占領の後に予期できなかった反応ではなく」、壊滅した

共産党は今後「左派社会党への浸透と地下活動を進める」だろう。ただ「直面する課題にこれまでもうまく処理できたとはいえない」上に、吉田の与党である自由党の内紛の存在もあって「政治的な見通しは明瞭なものでない」としている²³⁾。

この後デニングは1952年末から翌年1月にかけて再軍備とそれに反対する左右社会党に関する報告をまとめている。日本の再軍備について、アメリカの進めようとする構想は、経済的理由や日本人の国民感情に変化がないといった日本側の（再軍備）反対姿勢を過小評価している。ことに憲法については担当大臣である木村篤太郎保安庁長官でさえ「憲法改正を提起することは問題外である」と述べていることを指摘している（12月31日報告²⁴⁾）。一方で左右両社会党についても、自由党に対抗できる「健全な野党」として期待する一方、その主張、特に反米・反基地運動と結びついた再軍備反対は「有権者を忘れ、東京でのゲームに熱中する」日本の政治家共通の傾向が社会党にもみられるあらわれと理解してきわめて批判的であった（1月28日報告²⁵⁾）。

ところが2月28日吉田首相の失言（「バカヤロー」発言）を契機に3月14日内閣不信任案が可決し、結果4月に再び総選挙が実施された（19日投票）。この事態に対し、『タイムズ』は3月中には事実経過のみを伝える小さな記事を掲載した（3、16、17日）が、デニングは3月18日の報告で選挙の争点として、吉田と反吉田という「個人的な敵意」や再軍備を含めた「直接かつ実用的な諸問題」も存在するが「我々が西洋で知っている議会政治が生き残るかどうか」も大きいと強い危機感を表している²⁶⁾。選挙が始まると『タイムズ』は選挙の見通しに関する社説（4月6日）を出し、保守勢力は重光＝改進黨、鳩山自由党、吉田自由党の3者に分かれ、憲法改正について積極的な重光と鳩山、（反共だが）消極的な吉田と紹介したうえで、吉田を排除した保守諸連合の連合を予想している（ただしこれは政局的な観測であって、政策、例えば再軍備＝改憲を支持するための願望ではない²⁷⁾）。ところが総選挙の結果、絶対多数は失いつつも吉田内閣が維持される（言い換えると鳩

山、重光＝改進黨が勢力を後退する）結果になると、5月（13日）にて日本の国会議員に関する社説を出し、まだ新政府形成まではいろいろな推測可能であるが、選挙においては「再軍備志向の憲法改正への反発が示された」と論評するようになる²⁸⁾。一方デニングは、選挙結果について単独過半数を占める政党がなく「政治の安定性の観点に立てば、選挙前より状況は悪化した」と総括しているが、同時に「農村の保守、都市の左派」という二大政党システムの基礎が日本にもできたとも評している。ただし農村地域は「地盤」という政党でなく「特定の個人の影響力」というものが「戦後新しい秩序形成のため解体され、旧指導者は追放された」にもかかわらず復活していること、一方都市部の住民は社会党を支持したが、社会党（特に左派）の言う日本の再軍備と日本へのアメリカのプレゼンス維持両方に反対という主張は「アピールはしやすいが、全く非論理的主張」とこれまでと同様の批判していた²⁹⁾。

(3)第5次吉田内閣

5月21日に第5次吉田内閣が発足したものの、イギリス側の反応は当初大きくはなかった。6月（10日）にデニングは日本の再軍備に関するかなりまとまった報告をまとめているものの、これは防衛力整備に関する現状の経過を整理したものであるが、経済的理由と日本の国民感情ゆえに再軍備（それに関わっての改憲）は困難というこれまでと同様の指摘がなされており³⁰⁾、8月12日の国会閉会（10日）を受けての報告は、反米感情を利用し単なる政府攻撃に終始する野党のやり方、保守政党間の「権謀術数」、国会への吉田の反感が「日本における民主的諸機構の評判を落としている」というこれも以前と似た論評に止まっている³¹⁾。

こうした状況に変化が見られるようになったのは1953年夏からである。この時期は日本の保守政党間の連携やアメリカの圧力によって再軍備が進展し、憲法改正がいよいよ具体的課題として日本の新聞にも自覚され、改憲に

賛成する立場の新聞からの論説が目立つようになった頃とも一致している。

まず『タイムズ』は日本の防衛力折衝のため池田（勇人）使節渡米の動きを受けての9月2日社説から再軍備問題を論ずるようになった。もっとも、2日の社説はアメリカの圧力と国民感情に挟まれた日本政府、再軍備に対する日米の見解不一致といったこれまで通りの現状解説であり³²⁾、次いで14日の特集記事ではアメリカの要求はあるが再軍備に人気はなく日本国民は「非現実な気分の中」に「中立主義という夢の世界に住んでいる」。他方、日本には急速な国力の回復と反米感情の高まりもみられ、中国との関係改善の声も大きい。従って「国民は中道路線を志向」しているとはいえ、「政治家がその線に沿えるか」どうかが問題であって、日本の「民主主義の将来はなお疑わしい」とする指摘さえ行っている³³⁾。しかるに吉田（自由党）と重光（改進黨）との自衛隊創設での合意がなされると、29日の社説において（これも現状解説が中心であるが）合意に対する社会党の反発は「誇張」に過ぎないとしつつ「憲法と経済力が許容するだけ防衛力を高めるという吉田」が「率直な再軍備と改憲を求める重光の主張に打ち勝った」。この決定にアメリカは失望しているかもしれないが、吉田は韓国との紛争を抱えているものの日本国外での平和維持目的の義務は拒否するようだと指摘している³⁴⁾

この後『タイムズ』は吉田と鳩山の「合意」に関する記事（11月18日）から、翌1954年1月11日（段階的再軍備の動き）、28日（MSA協定）、5月8日（「防衛法案」衆議院通過）、7月2日（自衛隊発足）と「自由世界との同盟のための限定的再軍備」を容認したと受け取れる立場からの記事を掲載していたが、社説は掲載していない。1954年8月12日になって11カ月ぶりに『タイムズ』は社説を掲載し、英米両国は「自由世界における日本の重要性を認識」し東南アジアでの「共存」も容認していると指摘している。ただこの時点では、日本は、戦前「国際的不適応を経験」し、そのためアメリカによる占領改革で「リベラルで、理想的でさえある憲法」を内容とする「民主的な人権のシステム」を採用した。しかし冷戦、朝鮮での戦争勃発を契機に日本

は「伝統的政治機構への逆戻り」、「日本ナショナリズム」が復活するようになる。もっとも、同時に再軍備に反対する声（社会党、新聞・ラジオにより支えられた世論）も相当存在している、といった日本のこれまでの「経験」を紹介することが中心とする論説であった³⁵⁾。しかるにそれから20日後、吉田首相の外遊（9月26日出発）を意識した9月1日の社説になると、「戦争」による傷が日本に「現在の孤立状態を強いて」おり、左派社会党や「隠れ共産主義者」からなる「左派」が西側世界から離れることを画策している。しかし、日本外交の主要目的はこのような「孤立からの脱却」、すなわち西側世界との連携にあるべきと明確に主張するようになった。ただし憲法問題、差し当たり再軍備のための改憲の必要の是非については特にコメントしていない³⁶⁾。

一方デニング大使は、1953年秋からこれまでの発生した出来事の報告ではなく、日本の現状に関する調査報告を主にまとめるようになった。すなわち「教育の現状（8月14日³⁷⁾」、「最近の共産主義者のポジション（8月18日³⁸⁾」、「日本における宗教の状況（9月2日³⁹⁾」、「解放された結果としての日本女性の地位（9月22日⁴⁰⁾」、「日本における共産主義発展抑制のための法的・伝統的社会保障の傾向（9月30日⁴¹⁾」、「日本における右翼グループの活動、影響」（1954年3月9日⁴²⁾」などである。ごく掻い摘んで紹介すると、宗教については靖国神社の祭典にみられる盛況は「単なる娯楽、憩い、物乞い」であって、「超国家主義」的傾向は占領改革の結果解体されたとの認識を示し、女性の地位についても「性差の平等」は決して進まず、『女大学』の復活＝「逆戻り」の傾向は「女性解放運動を鈍化させる結果」をもたらしていると指摘しつつも、社会進出の点では一定の成果があった点を強調している。一方で右翼については、リーダーシップの欠如、構成員の高齢化もあってそれ自体が危険な存在になるとは思えない。しかし汚職事件や社会の不安定——なおデニングは戦前よりも不安定との認識を示している——を背景に右翼の暴力活動が活性化することによって日本国民の心に「戦前への忌まわしいビジョ

ン」がつく危険性があるとし、共産主義についても中国からの影響を受けつつ産業労働者に浸透し反米意識にも乗じていると警戒していた。さらに教育問題については、(占領改革そのものは否定的でないが)教育委員公選導入による地方政治の混乱、地方政府の教育へのビジョンの欠如、性急な大学増設による大学のレベル低下と学生の就職問題を指摘し、「経済」問題から学生・教師の左傾化を招いていると問題視するのであった。

こうした中、憲法・再軍備問題についても駐日イギリス大使館は調査を始めた。まず1954年1月26日にハルフォード(A.S.Halford)が「日本憲法改正」と題する報告を提出している。これは後述するデニング報告の準備というべき内容であり、ハルフォードは冒頭「日本の現行憲法は遅かれ早かれ改正されなければならない」と述べ、現行憲法が実質的にアメリカ主導で起草されたことも指摘した上で自由党憲法調査会などの改憲派、憲法擁護国民会議などの護憲派の動き・論点を紹介している。そして最近の世論調査(読売新聞、1月6日)では54%が再軍備志向の憲法改正を支持しているがこれは「あてにならない」。結局「国民投票で憲法改正が多数を得るかどうかについて発言することをためらう」として改憲の見通しについては何とも言えないとまとめている⁴³⁾。

この1月報告を踏まえ、デニングは2月12日「再軍備構想への日本人の反応に関するさらなる調査」と題する報告をまとめた⁴⁴⁾。

まず日本人の平均は「自由世界に傾斜」しているとした上で、(海員組合など一部を除く)労組、女性団体、農民、漁民、大学教授は再武装・改憲に反対、大企業家は再軍備を支持している(もっとも一部保守政治家や通商関係者にも経済状況悪化、「戦前回帰の危険性」ゆえ再軍備への抵抗がみられる)。近年は(1)再武装が早まれば米軍撤退も早まる、(2)領土問題など韓国との衝突もあって世論は再軍備支持が増加の傾向にあるとの現状認識を示した。

その上でデニングは、「日本人は多くの理由で憲法を改正することを望ん

でないが、限定的な再軍備はより甘受するようになっている」。そこで「明治憲法の時のように」「憲法を改正することなく、憲法の実際の効能を変化させるべき」との結論を導いている。要するに明文改憲を伴わずに再軍備をなし崩し的に進めるという吉田内閣の方針を追認するものであった（ただし明文改憲には否定的であったことも指摘できよう）。この後、デニングは日米相互防衛協定は第9条にそれぞれ自国の憲法上の規定に従って実施するものとするとなっているから問題はなく（3月10日報告⁴⁵⁾）、防衛二法・自衛隊も「日本の武装戦力は」「戦前のように政府を超えた権力を得る危険はない」として容認する見解を示している（7月7日、ただしブレイン N.Brain 代理の報告⁴⁶⁾）。

以上のような諸報告を発表した頃からデニングの見解（ただし、1954年4月から9月末までは長期休暇を取っているため、ブレインが代行している）は、例えば教育法案について「運用を誤れば、政治的迫害の危険があり（2月2日報告⁴⁷⁾」、また「小耕作者の安定化によって共産主義の浸透を阻止するのに効果」があった「土地改革（農地改革）」も大土地保有者に土地が集中する傾向が見え、改革の成果がわずかながら崩壊しつつあるなど日本の現状への懸念を示す報告⁴⁸⁾も数多くあった（この点、特に興味深いのは、デニング休暇中にブレイン代理がまとめた「日本の皇室の地位、天皇・皇族の影響範囲（6月30日）」であって、占領改革にもかかわらず、おそらくは現天皇の問題により「西欧型立憲君主への転換」はうまくいっておらず、また前述のデニングの指摘とは異なり「(国家) 神道の復活」や戦前型君主制回復の危険がみられ、そのラインでの改憲も保守系政治家に支持されていると指摘している⁴⁹⁾）。その一方でデニングは吉田内閣については好意的な評価をより強めるようになった。この点、吉田の外遊中、日米関係の相対化とイギリスの発言力強化を目指して吉田に接近したことにも表れているが⁵⁰⁾、1954年12月吉田内閣崩壊時の報告にも吉田への高い評価は明確に示されていた。デニングによると「最後の吉田の政府（第5次内閣）」は、インフレの

抑制、貿易収支のバランス改善、国の防衛再建の開始、警察の中央統制の再建など「日本のために沢山の成果を残した」。しかし、これは世論を蔑視する彼の姿勢にも問題があるのだが、占領を完全に打破したいという国民の願望や政治スキャンダル、そして「彼のやることすべてが新聞によって歪められた」ために「決して人気のある体制」ではなかったとまとめている⁵¹⁾。なお『タイムズ』は吉田外遊終了後の11月29日に「自由党の戦略」と題する記事を掲載しているが、これは日本の政治の状況（反吉田で一致した「日本民主党」の結成による吉田内閣の苦境）を説明するものであり、12月の内閣退陣時も含めて事実報道のみであった⁵²⁾。

Ⅱ. 鳩山内閣期（1954－1956年）の駐日大使報告と新聞論説

(1) 発足から55年体制成立まで

1954年12月10日、鳩山一郎内閣が成立した。いうまでもなく、鳩山は前任者より遥かに明文改憲に積極的な姿勢をみせていた。しかしながら、発足当日の『タイムズ』の記事は鳩山内閣について、「反吉田」という点で（左右）社会党と一致して成立したに過ぎず、鳩山率いる民主党と社会党は憲法改正や再軍備といった基本政策に相違がみられる。従って選挙実施までもたなくなる可能性もあると指摘し⁵³⁾、翌年1月では憲法改正と共に鳩山の主要目標であった（ソ連、中国も含めた）自主外交政策について、「長期視点に立てば「日米同盟（alliance）」を脅かすものではないだろう」が、「性急に事を進めるのは問題」があるときぎを刺していた⁵⁴⁾。この点、デニング大使も鳩山は3年前に脳梗塞を患った病身であるがゆえに短期政権になる可能性を指摘するが、同時に鳩山は占領軍に追放された後、選挙で議会へ復活した戦前日本の政治家の「シンボル」であり、また次期選挙対策のため、ことによると全保守勢力統一のための「間に合わせ」としては有用である。ともかく（前任者に比べ）「ナショナリズムが日本の政策（決定）により大きな影響力を

もつであろう」と結んでいる⁵⁵⁾。

鳩山は民主党が少数党であったがため、翌年1月24日に衆議院を解散し、翌月28日に総選挙が実施された。結果は鳩山・民主党が大きく議席を伸ばし第1党となったものの単独過半数には達しなかった。また左右両派社会党を中心とした革新政党が改憲阻止に必要な3分の1以上の議席を確保することに成功したが、この点『タイムズ』は即日開票時点において革新政党が伸び悩んで3分の1以上の確保に失敗したと判断し「より独断的なナショナリズムの意図をもった占領改革の修正や再軍備」が行われるとの記事(2月28日)を書いたが⁵⁶⁾、最終結果判明後の記事・社説(3月1日)は「戦争以降もっとも重要な選挙」であり、保守勢力は「軍事力保有を禁ずる新憲法の条文を変える機会到来と考えた」が挫折し、これまでの吉田の路線と同様、差し当たり憲法の条文を変えずに再軍備と西側との関係強化を図るであろうと(突っ込んだ評価は避けつつ)報じている⁵⁷⁾。一方、駐日大使館はブレインが2日に選挙結果の紹介を⁵⁸⁾、23日にデニングが鳩山内閣の今後について報告をまとめているが、今後の展望については絶対多数確保の失敗、与党民主党内の結束力のなさ、保守連携・統一をめぐる論争を指摘して「吉田のリーダーシップの下で政権ほど腰の据わった政権にはなりそうもない」と悲観的な見通しを立てていた⁵⁹⁾。

この後『タイムズ』とデニング報告は2つの問題について論ずるようになる。一つは「政局」、政党の関係であり、もう一つは再軍備問題であった。

「政局」について、デニング大使は定期的に報告をまとめている(5月4日、6月22日、8月15日)が、いずれも3月23日報告と同様「否定的」な内容であった(6月22日報告は後述する再軍備報告と同日のため読み手=本省役人を意識してか「民主党と自由党は18世紀イギリスのホイッグとトーリーに類似したもの」であり、「無能な政治にもかかわらず状況は改善している」とも指摘している⁶⁰⁾)。ことに国会第22議会閉会に関する8月報告では、法案成立数の少なさや国防関係法案の廃案、大臣(杉原荒太防衛庁長官)の辞任、

それに「誇張した演説、やじ怒号、乱闘」なども挙げることで「国会の閉会時の情景は日本で議会制民主主義の実践を見いだすことが困難であることを再び示した」といい、鳩山首相をはじめとする政治指導者の「真のリーダーシップの欠如」、保守勢力・左右社会党双方の内部対立や未統一などにより「健全な政府と健全な野党」は日本ではなお未形成であると結論付けている⁶¹⁾。この点、『タイムズ』も8月1日記事において国会閉会時の紛糾を（指導力の欠如した）鳩山内閣の危機ととらえ報じている⁶²⁾。

このためか、10月の左右社会党統一、11月の自由民主党の結成（保守合同）については、『タイムズ』、デニング共に簡単な記事・報告しか残していない（社説なし）。社会党統一について『タイムズ』は「（社会党は）アメリカとの安全保障協定を終了」させ、多国間の関係構築を目指す「ロカルノ方式」を採用しようとしていること（10月13日記事⁶³⁾）、デニングは左右両派の政策不一致の残存を強調しつつ、「総評の支持を受けた古い革命的な熱心さ」との調整が必要であるが基本政策の「穏健化」を一応期待している（10月31日報告⁶⁴⁾）。保守合同については両者とも党首なしの結成（4人の代表）から指導力を疑問視し、「派閥主義」の浸透ゆえに統一は「人工的」で「早産」との意見もあるとしていた（11月16日の記事、報告⁶⁵⁾）。

再軍備については『タイムズ』が6月20日にやや分量のある記事を掲載している。これは北海道に配置された自衛隊について現地（帯広）取材を行ったものであるが、自衛隊について、一部年長者は部分的回帰を求めて旧日本軍へのあこがれを示す者がいるが、基本的に「特徴や基本精神」において「旧帝国陸軍との共通点はない」とする。もっとも、もはや（旧軍時代のように）天皇の権威に頼ることはできず、これに代わる「新しい精神」は模索の最中にある。また装備に必要な物資は不足しておりアメリカに依存している状態でもある。ただし結論として自衛隊は「東」の枠組みにアメリカの軍事メソッドを導入することで「少なくともかつての軍国主義に回帰する危険は存在しない」と断言しており、この点、これまでの部分的であれ「軍国主義

への懸念」を滲ませた見解を変更させるものであった⁶⁶⁾。

一方のデニングは『タイムズ』記事の2日後(6月22日)に再軍備に関する報告をまとめているが。これは3月に作成された本国外務省極東局の覚書⁶⁷⁾への論評でもあった。極東局覚書は「右翼ないし軍国主義的」あるいは「極左」の政府が出現するか、「重要原材料の供給を西側列強に頼らなくなった場合」は警戒が必要であるが、「当面は日本の軍備は脅威にならない」として、アメリカ主導の日本再軍備を肯定する内容であったが、デニングも「日本が己の限界を超えずに自身の防衛を引きうけるよう」誘導することがイギリスをはじめとする「西側の政策」目標であるとする覚書の結論には同意している。しかし、①覚書では「財閥」「軍閥」「憲兵隊」があたかも今なお残存するかのように戦後の状況を説明するのに使っているのは誤解を招く(要するに右翼勢力の影響力は限定的)。②日本で現実に左翼政権が成立するケースは左右社会党が中心であり、左派でも例えば和田博雄の見解はインド国民会議派のそれ(中立政策)にきわめて近く「極左」とはいえない。そして③日本の再軍備を推進・要求している勢力は「ワシントン」だけであって覚書の言う日本にはない。「日本人にとって戦争はなお生々しく不愉快なものであり、敗北は帝国陸海軍の栄光を粉碎したので、いかなる再軍備の提案の不愉快」に感じているとして覚書の見解を批判することも忘れなかった⁶⁸⁾。

8月29日に渡米した重光葵外相はダレス国務長官と協議し31日共同声明を発表したが、日本(自衛隊)の海外派兵を容認したと報道されたため日本では大きな政治問題となった。『タイムズ』は訪米前(8月22日)、訪米後(9月9日)に二度社説を出し、結論としては1954年9月と同様「日本はアメリカをはじめとする西側との連携以外の選択肢はない」との主張を繰り返している⁶⁹⁾。ただ8月の社説では第5福竜丸問題に触れることで日米間の溝を、9月5日の記事では海外派兵を「暴風」となぞらえ「国を深く分裂させる憲法問題」が浮上することで日本政府は「西太平洋の安全と国際平和の確保に

寄与」することと軍事的行動に否定的反応を示す国内世論との間で苦悩していること⁷⁰⁾、また9日社説では日本は「アジアで最も西洋化された国」で近年自己主張を再開しようとしているが、中国（共産主義）やインド（中立主義）に比べ「国の理想が不明確」なきらいがあるとも指摘している。この点デニングは、重光外相について「経歴ゆえの副首相・外相であって、自己の政治資源、人気があるわけでない」と低い評価を下し、「海外派兵」についても日本が「共通善（Common good）」のためなら犠牲をいとわないように教育されないまでは、たとえ日本の戦力が海外派兵可能の状態になったとしても危険であり、日本の海外派兵は「失地回復主義（irredentism）」の再現であるとも評していた（9月7日、20日報告⁷¹⁾）。

(2)1956年＝憲法問題の浮上

保守合同が成り、11月22日に改めて内閣を組織した（第3次内閣）鳩山首相は、12月の所信表明演説で憲法改正実現を明言し、翌年1月第24国会において憲法調査会法案を再提出するなど憲法改正を明確に主要政策目標として掲げるようになる。このため、タイムズ、デニング共にこの問題に関心を寄せるようになる。

駐日大使館では、まず1955年の年末（12月29日）に大使館勤務のレッドワード（R.T.D.Ledward）が事実確認の報告をまとめているが、改憲の内容（再軍備と侵略戦争の放棄、「助言と承認」を「助言」のみにすることで天皇の権限拡大、国会の地位・参議院の選出方法の変更、人権の範囲を法律で制限し、家族や孝養の義務の強調、黙秘権廃止）を紹介した上で、改正の担い手が清瀬一郎、岸信介ら占領期の「被追放者・ナショナリスト」中心であり教育改革も憲法改正と共に「愛国心」育成として重視していること、ただし改正発議要件として「3分の2の壁」が存在し、それを突破するため小選挙区制導入も目指していると指摘している⁷²⁾。

その上でデニングは1956年3月（「はじめに」でも紹介した）憲法調査会

法案に関する報告をまとめている⁷³⁾。ここでデニングは、憲法改正それ自体は日本の世論・国民の間でも議論する課題と考えられるようになっているが、憲法調査会の性格を考えても早期に改憲が実現することを意味しない。保守勢力のいう改憲とは、「条文を日本的な、日本人の感情に即した言葉遣い」にし、天皇の地位を刷新し、「増大する武装戦力（自衛隊）の地位の調整」を図り、権利と義務については「権利に偏っている」点を改めようというが、「軍国主義、過度に集中した権力への回帰」ゆえに社会党が反対していると指摘する。そしてデニングは「現在統治している連合（＝自民党）」の政治家は戦前の体制に賛同するものが多く、この点「戦前の機構、やり方に回帰する意図はない」と政府指導者は発言しているけれども「西側の観察者も簡単に心がなごむことはできない」として保守主導の改憲に警戒する姿勢を明確にするのであった（この後、デニングは「現在の連合が維持され国会の絶対多数も持続」されると「占領当局によって導入された民主的なプロセスが墮落」し、結局は「より寡頭的な統治」に変化するのではないか、但しイギリスとしてはこのような動きを批判するのではなく「議会制民主主義を志向する若年層・政治家」に対してイギリス視察を勧めるといった「援助・教育」が必要であろう。ただしこれも「過剰な期待は賢明でなく」、最悪の場合、日本は「孤立主義と排外主義に向かう」のではないかといった悲観の見通しを語っている）。

一方、『タイムズ』は憲法調査会法案が審議入りした2月に入り「日本的なものへの日本の願望」と題する社説（2月20日）を掲載し、憲法改正問題は「日本政治が直面する多くの逆説の一つ」であるとしている。すなわち、「憲法改正」が保守・右翼から盛り上がり、一方反米である社会党が「アメリカの影響の一例である憲法を擁護している」。右翼側には現行憲法は日本国民に押し付けられたものという「民族主義的反感」があり、また「軍隊不保持の9条が日本を拘束する限り日本の再興はない」と考えているが、社会党は「中立主義の欲求、軍国主義再興を恐れて」反対している。そこで『タ

『タイムズ』社説は社会党が反対しているため早急に実現するかどうかは不明としながらも「日本は自力で憲法を改正したいだけの国家権力を主張しているのである」として憲法改正に理解を示す見解を提示していた⁷⁴⁾。

『タイムズ』は4月に入り「日本の憲法を改正する計画」と題する特集記事を掲載している。内容は2月の社説と重なっており、①改正案には軍国主義、市民的自由削減の恐れがあり、②「天皇元首」は明治憲法復帰とみなされ反対が強く、③日本国民がこの問題をどう考えているかを語るのは困難、といった留保を付けているものの、基本は「日本はより日本になりつつある」という理解のもと、「国の誇り」の復活と共に憲法改正の気運が生じたと指摘している。そして、「第9条は変えるべき」という「著名な日本の裁判官(名前は記していない)」の意見の他、数年前は強かった再軍備反対はより小さくなり、天皇の地位についての「国家の象徴」という現憲法の言い回しは「無意味」であり、改憲構想で示されている権利の縮小・義務の強調も「より正当な日本の伝統への回帰の例」と紹介するのであった⁷⁵⁾。

そして「はじめに」で紹介したように、7月の参議院選挙は早期改憲の挫折という結果となり、デニング大使、『タイムズ』が改めて改憲問題について論評している。補足しておく、デニング報告では、社会党増加の要因として①組織力、②候補者選定が適切な他、選挙運動中に問題となった「沖縄問題（アメリカにとって沖縄の「重要性」を強調した1956年6月発表のプライス調査団報告への沖縄住民の猛反発）」発生が大きく、自民党失敗の要因は「はじめに」で紹介した憲法問題への説明不足の他、（主に日ソ交渉をめぐる）党内の内紛、貧弱な党組織を挙げている⁷⁶⁾。一方、『タイムズ』社説は、「全ての政党」が「1946年アメリカの占領当局によって押し付けられた憲法の一部を嫌悪」し「かなりの防衛力を現在もつことは憲法の権威維持にとって不適切で危険」と考えているにもかかわらず、「アメリカの影響力維持を反対する社会党と同盟者」の反対によって「アメリカの主要な遺産である憲法」の改正が実現しない。また「(日本) 政府が考える憲法上の変化」は、「防

衛力公認、天皇の地位の非常にわずかな復活、国内治安システムの強化や教育システムの改革」などであるが、いずれも国民に「不信と苦痛をもたらすには著しく小さなもの」であって「依然保守的な考えの強い地方（country）では予想されるほどの困難なものではない」。しかし社会党は「かつての侵略政策の結果もたらされた国家的災難により生じただけの日本人の強い反軍国主義ムードを利用」して改憲阻止に成功したと主張し、選挙結果に不満の意を明確にするのであった⁷⁷⁾。ただこの選挙により、保守勢力主導の改憲の動きは一旦鎮静化し、それに伴いこの問題に関するイギリス大使、新聞の報告・記事もまた一旦消滅するようになったのは「はじめに」で紹介した通りである。

Ⅲ. 事実確認と考察

(1) 事実確認

I、IIで「独立」から1956年参議院選挙までの憲法改正並びにそれに関連した諸問題に関する『タイムズ』（社説）とデニング駐日大使の報告を紹介してきた。もとより、広くイギリス、いや世界の読者に読んでもらうために書かれた新聞社説と外交・政府関係者に読んでもらうために書かれた外交報告とでは文書の性格がかなり異なるため、厳密な比較は不適切であるかもしれない。ただし、この小論では以上のような差異があることにも留意しつつ、まずは今回明らかになった事実確認を行いたい。

第1に、日本国憲法・改憲問題を直接扱った報告ないし記事は決して多くはなかった。今回検討した時期でデニングを中心とした駐日大使館が正面から憲法問題を取り上げたのは防衛力整備に関する保守勢力連携とアメリカとの折衝により改憲が具体的課題になった1954年初めと憲法調査会法案の審議と鳩山首相の改憲姿勢が目立った1956年前半の2回、『タイムズ』になると1956年前半のみであり、憲法問題と言っても実際は再軍備問題とセットの場

合が目立つ（再軍備以外の論点が本格的に紹介されたのは1956年以降である）。これは外交報告であれ新聞論説であれ、「イギリス」に何らかの関係がある情報が優先され、日本に関する諸問題についてもアメリカやソ連といった対外関係に重点が置かれたことを考えると当然の結果であるといえよう。もっとも、独立当初から争点であった再軍備問題、或いはアメリカ主導の占領改革への評価に関する報告で間接的に憲法が取り上げていたことも指摘する必要がある（なお日本国内の新聞も改憲問題について実は関心があまり高くない、ないし「面倒な論議」を洩る傾向にあったことも無視できない）。

第2に、『タイムズ』とデニング大使の立場には共通点も多い。両者とも日本はアメリカ・イギリスを中心とした「自由世界」＝西側陣営の一員であるべきで、共産主義は勿論のこと、（特に左派社会党が主張していた）中立主義・政策も拒絶していた。また日本がアジアへ進出することにも概ね賛成であったが、これは（「帝国」の現状維持は断念するも）可能な限りアジア地域への影響力を維持するのに西側陣営の傘下にある日本を利用しようとしたイギリス本国政府の意向とも合致していた⁷⁸⁾。従って、そのための再軍備、さらには日本国憲法第9条の改正も基本的には異論がなかった。その一方、第2次世界大戦の記憶から「戦前日本」復活への警戒感を抱いていた点も両者共通しており、これが日本の再軍備やアジアへの進出、さらには日本に対するアメリカの要求にも無条件には賛同できない根拠ともなったことも無視できない。

しかし第3に「はじめに」でも紹介したように、日本の憲法改正について『タイムズ』とデニング大使との見解には相違がみられ、しかも両者の相違は1956年参議院選挙以前の1952年「独立」時点から（アメリカの占領政策への評価に関し）存在していた。今一度確認すると『タイムズ』は1954年後半には西側との同盟目的の日本の武装戦力の整備やアジア進出を明確に支持していたが、1956年に入ると日本国憲法をアメリカ占領軍が主導した「非日本的」な憲法という認識も示すようになり、日本の保守勢力主導の改憲を肯定

するようになった。言い換えると、それ以前までは戦前日本・日本軍国主義への警戒が一定程度残っており、アメリカ主導の占領政策への評価も含めて、『タイムズ』の論調が時期を経ることに変化したことを意味する。一方のデニング大使は、日本の世論の反発と経済的な困難から軍事増強目的の改憲は非常に困難であると理解し、戦前日本への「復古」に警戒する点は基本的に一貫していた（もっとも『タイムズ』と同様、時期を経るごとに軍国主義復活への警戒が一定程度減退はしている）。そして憲法問題については、1954年2月に現行憲法（日本国憲法）の条文は変更せずに限定的・漸進的な再軍備は容認するという見解をまとめ、1956年の改憲論議でも明文改憲に対し慎重姿勢を崩すことはなかったのだった。

(2)考察（理由と背景）

では、デニング大使と『タイムズ』の見解の相違、また両者の日本国憲法への理解・認識の持つ意味についてごく簡単に考えていきたい。

周知のように日本国憲法改定の動きは、1950年警察予備隊発足による事実上の再軍備と1952年独立回復前後から高まった制定過程での「押し付け」批判から始まったが、改正すべき理由として、第9条に代表される「非現実」的な内容であり、占領下に導入されたため日本の「国情に合わない」憲法という批判があった。また東西冷戦の下、1951年サンフランシスコ条約で単独講和を選択してアメリカ中心の西側陣営に属した以上、アメリカなどとの軍事同盟や安全保障の構築上のためにも再軍備と憲法改正が必要との主張があった⁷⁹⁾。

以上のような改憲論へのイギリス側の反応をみると、「自由世界」との同盟・安全保障構築の必要については『タイムズ』、駐日大使館とも議論の前提であってほとんど異議はなく、第9条が国際政治を考えると「非現実的」と解することも同様であった。日本国憲法を「非日本的」な憲法とする理解になると、『タイムズ』の場合、独立当初はアメリカの占領改革に一定の評

価を下すことで（アメリカ主導の憲法であるが）必ずしも「非日本的」と批判する姿勢は示していない。しかし改憲論議が盛り上がった1956年になると憲法の文章、天皇の地位、「平等」、婚姻の自由、黙秘権などを「非日本的」な例として挙げ、日本国内で盛んに主張された「押し付け憲法」と類似の主張を展開するに至っている。ただ日本の保守勢力主導の改憲構想は、憲法の条文についての文章の出来栄えはともかく、多く（主に人権規定の改定）が改革の修正を超えた占領改革そのものを否定しかねない内容を含んでいたことは当時から日本国内の新聞で指摘されており、この点『タイムズ』の論説は「日本の実情に合わせる」のが必要と主張することに力点が置かれ、改憲構想の持つ問題については大した問題でないとみていたといえよう。一方、デニング大使の場合、この問題に直接言及した報告がなく推測の域を出ないが、1954年のハルフォードの報告に反論した形跡がないことを考慮するとやはり「非日本的」な憲法とみていたようである。

ここでイギリス外交官の日本国憲法への態度を簡単に振り返っておくと、そもそも大日本帝国憲法(明治憲法)を大幅に変えることには消極的であり、1946年3月6日「憲法改正草案要綱」の発表直後に早くも「この憲法は明らかにアメリカの影響下の憲法」であり、「特に戦力不保持の規定は議論を呼ぶ」と認識していた⁸⁰⁾。1948年極東委員会主導の憲法見直しの際の本国外務省・駐日大使館による再検討においては、報告作成者によって様々な見解が示されており、結論は最高裁判所判事の国民審査が「政治」の介入を招き、外国人に対する人権規定の欠如や「人」「国民」という文言の曖昧さが人権侵害につながることを問題視しつつも直ちに改正の必要はないものというものであった⁸¹⁾。ただし、明治憲法を当時の日本の国情に合ったものと評価し、日本国憲法については明治憲法下の欠陥を修正しているとする評価の一方、占領軍により起草されたことによる欠陥も存在し第9条は国際常識に反すると指摘していた（なお憲法の解釈については、天皇制の規定をイギリス型の君主制と類似なものと把握して天皇の権能をより狭くしようとする占領当局

(特に民政局)を批判し、公務員の争議権を否定した1948年政令201号は憲法28条違反に当たらないと主張している⁸²⁾。そして48年の再検討を主導し事実上の駐日大使(渉外事務所主席)でデニングの前任者であるギヤスコイン(A.D.F.Gascoigne)は離任時の報告(1951年2月6日)で日本国憲法制定は占領改革の一環として評価はするものの「この憲法はあまりに西欧的であり、日本人が用いるにはまったく適していない」と結論づけるのであった⁸³⁾。

このように、『タイムズ』、駐日大使館共に、日本国憲法は多くの点で改正する方が望ましいというスタンスをとる可能性が高かった。しかし、実際のところデニング大使は1954年2月に憲法を維持しつつ再軍備を容認するという吉田茂の採った政策を支持するにとどまり、最後まで明文改憲に慎重であったことはこれまでみてきたとおりである。その背景として考えられるのは、やはり「戦前日本」、特に日本軍国主義への回帰に対する懸念であった。この点、『タイムズ』の論説・記事を見ても1955年前半までは日本のアジア進出、再軍備を容認しつつも日本の戦前のような軍事大国化を懸念していたのだが、デニング大使の場合はさらに徹底していた。

改めてデニングの報告をみてみよう。大使就任直後の報告(1951年11月26日)でデニングは日本は占領統治を受容しているが「占領軍がまいたデモクラシーの種がしっかり根を下ろした兆候はなく」「日本人が変化したことを見いだすことはできない」との認識であったが⁸⁴⁾、大使離任時の報告(1957年4月18日)でも日本は「リチャード3世の時代から19世紀末のガス灯へ」という急激な変化に今なお戸惑い、「物質的なものは受容したが占領を経ても変化は少なく」「成り行きは良いとはいえない」との認識のままであった⁸⁵⁾。そして、日本におけるデモクラシーの今後についても「占領以降の日本」は「(悪い影響のみ与える)悪い政府」ではないが「無能な政府」であって「間違った方向」に向かう危険を内包しているとの懸念を抱き続けており、事実「民主主義的な立憲君主制」への対応が十分と言い難い皇族(この点『タイムズ』は独立当初から天皇制をイギリス型立憲君主制に適合してい

るとの理解に立っていた)、また議場での乱闘や党派・派閥争いに終始する議会政治家の行動、一般国民の態度などによって懸念は現実のものと映っていた。

もちろん在任中に認識が変化した点もある。例えば再軍備について、『タイムズ』と同様)、着任直後は「日本の武装戦力の創設はかつての日本軍国主義の復活を招く恐れがある」との強い懸念を示していたが、1954年になると「日本の武装戦力が戦前のように政府を超えた権力を握る危険はない」と再武装を一応積極的に容認する姿勢に転じている。これは東アジアにおけるイギリスの影響力を維持するためにも日本を利用すること、そのためにも日本の中立国化は認めず西側陣営に編入すべきというデニング自身の方針（なおデニングは日本がイギリスにとって軍事的・経済的な「脅威」ではないことを強調する報告を何回かまとめている⁸⁶⁾）や吉田茂を相対的に評価していたことに基づいていたといえる。ただし、「武装戦力（自衛隊）」の日本国外出動には（必要性も認めていたとはいえ）極めて慎重な姿勢を崩さなかったし、「再軍備に反対する日本の国民感情」を繰り返し強調していた。

この点、デニングはアメリカに対する批判・不満も（「変わらない日本」と共に）一貫して抱き続けていた。独立直後の報告の他、1955年海外派兵問題の際の日米関係に関する報告（10月3日）をみても、アメリカは自らが行った占領改革によって「日本は変化した」という「幻想」を抱き、その一方で再軍備要求や基地問題では日本に対して高飛車な「介入政策」をとっている。このようなアメリカの姿勢が日本に悪影響を与えており、「悪影響」の具体的内容として、反米感情の発生（とそこから派生して台頭する中立主義）だけではなく、場当たりの政策転換を行うことで占領改革によって導入された「デモクラシー」への信頼をかえって失墜させ日本を再び戦前と同様の道を歩ませる危険を生ませたこと、また日本に「(アメリカの) 言いなりになったら (アメリカは) 利用しやすかった」との考えを抱かせることでアジアの安全保障構築に参加する意欲をそぎ再軍備に反対する温床を作ったこと

を挙げている⁸⁷⁾。以上の不満、というか不安を抱いたデニングは、本国に対して日米関係を相対化させるためにも日本に積極的に関与するよう促し続けていったのであるが、拙劣なアメリカでなくイギリスであればより上手に日本を西側陣営に参加させ、「デモクラシー」を定着させることができるという自負を背景としていたものといえよう（この働き掛けは対米関係を優先する本国側に十分受け入れられることはなかったが⁸⁸⁾）。

ただしデニングは、一方で冷戦という現実の下、反共主義の立場も明確にとっていたのだが、そうになると軍国主義ないし「戦前」回帰への懸念と反共主義とのバランスにしばしば苦慮するようになる。例えば、Iでも紹介した教育問題に関する報告において、占領下での性急な教育改革、具体的には「修身 (the Moral Course)」の廃止と「専門化、アカデミックコースの訓練を軽視した」アメリカ式教育の導入、教育委員の公選制や大学の増設による教育現場の混乱、それに財源不足が学生・教師の左傾化を招いたとし、台頭した「共産主義者」の全学連を危険視したが、かといって日本政府がすすめた教育勅語（ないしそれに類するもの）の復活や中央統制は「旧制度の不愉快な特徴の復活」に過ぎないと批判していた。また社会保障に関する報告では、社会保障が戦後整備しつつもお不十分であるという前提の下、一方では伝統的な社会関係が共産主義の防波堤になるとみてその解体を危惧しつつ、他方でその関係を「反動」とみなして占領改革による解体への道も評価していた。2つのケースに共通するのは、当座の問題に対して矛盾したかのような見解を示したり、問題解決につながる処方箋が明確には示すことができなかったことであった。また最終報告でも明らかなように、「在任中の日本は転換期」であって「リアルな日本は現れたばかり」と解して経済再建が進む現状からも「日本（人）はもっと良い扱いを受けるべき」と主張する一方で、占領を経ても変化がないとした日本は全般的な「成り行きは良いとはいえず」「楽観的にはなれない」とも評していた。デニングが在任した1950年代の半ばは高度経済成長が始まり、デニング自身も認めているように

日本社会が大きく変貌を遂げる時期でもあった。しかしながら長く日本に駐在し戦前日本の「暴走」を目撃していたデニングは、「変わった」とは言い難い戦後日本への不信感があるため、最後まで日本が何か変わりつつあることも半ば自覚しながらもその変化がどのようなものであるかを把握することができなかったのだった。

ともかく、デニングの抱く戦前回帰への懸念はいたるところにその可能性が存在するのであり、軍部・右翼による場合はもちろん、左翼が主導権を握って「自由世界」陣営から離脱し中立政策をとること、さらには日本国内の強固な再軍備反対も（一方では軍国主義や「戦前回帰」を抑止するであろうと評価するが）、反対が孤立主義に結びつくような場合は戦前回帰へとつながりかねないともみていた。繰り返し指摘するが、日本在任の月日が経つに従い、彼の懸念は着任当初より減少するようにはなり、1955年の再軍備に関する報告ではむしろ本国政府の持つ「過大評価」＝日本における右翼・左翼の台頭の可能性を批判したこともあった。それでも、彼は最後まで自己の抱く懸念を払しょくすることができなかったわけであり、ゆえに内容に問題があったとしても現行憲法を日本の保守勢力が主張するように改正することには同意することはできなかった。この点『タイムズ』の方が、アメリカと安保条約を締結している日本に当面イギリスや西側陣営にとっての脅威・問題は存在しないとしてより割り切った考えをとるに至っていたということができる。『タイムズ』は憲法改正に伴う危険性が仮にあったとしても、それより西側陣営から離脱しかねない中立主義や再軍備反対論の方が遥かに問題であると認識していたのだった。

おわりに

当然ではあるが、『タイムズ』にせよ、デニング大使にせよ、相手の立場に配慮しつつもイギリスの国益実現を第一としていた。第2次世界大戦以降

の米ソ冷戦状況の下、日本が中立国ではなく米英中心の「自由陣営」の傘下に入ることはイギリスのアジアでの影響力維持にとっても当然必要であって、そのためにも憲法第9条でいう戦力不保持は「現実離れ」であると考えられた。またアメリカ主導の占領により導入された日本国憲法は「非日本的」な性格であって「日本の実情に沿った」改正が必要であるとも考えられた。その際、これまでの日本の実情をできるだけ尊重し改革も漸進的なものをよしとする考えとこの機会に（西側同盟の枠内ではあるが）日米関係の相対化を図ろうとする考えが両立するところに特徴があった。なお以上のような考えは日本国内で改憲を主張する新聞・政治勢力ともある程度共通している。日本のそれは、アメリカとの軍事的性格をも包摂した同盟関係を構築すべく本格的な再軍備を実現して「一人前の国家」、現在よく使う言葉を用いると「普通の国」になるべきとの主張と、「舶来」憲法を一掃して「日本的」な憲法を作り「独立国家」を実現するという主張とが混在するものであり、改憲に反対する勢力を戦争放棄など国際政治に無知で非現実的な考えや「アメリカの憲法」を擁護する「属国意識」の持ち主、或いは共産主義陣営のシンパと攻撃していた。

しかしながら、1950年代保守勢力主導による改憲構想は明治憲法体制への少なくとも部分的な復帰を意図していたが、「法律の留保」による憲法上の人権規定の制限にみられるように、いわゆる立憲主義の原則をも形骸化する内容を含んでいた。要するに、憲法というものを「国家統治のための道具・手段」とのみみて「暴走する恐れのある国家権力を抑えるためのもの」とする理解が乏しかったのであるが、この点、『タイムズ』論説（特に1956年）はいかに安全保障上の観点から再軍備が必要とし、また日本の実情を尊重するといっても1950年代改憲論の持つ復古的な性格を軽視していたといわざるを得ないであろう。

一方、デニング大使の場合、西側陣営・反共主義の立場に立つ一方、戦後日本に対しても最後まで不信感と悲観的な見通しをもっていたため、当座の

問題に処方箋を提示すること、また高度経済成長が始まり社会も大きく変貌しようとしていた日本の「転換」への見通しをつけることは十分でなかった。長い日本経験が良くも悪くも彼（をはじめとする駐日イギリス外交官）の戦後日本認識に大きな影響を与えたといえるのだが、「戦前」に回帰するかもしれない「戦後」日本への不信感が完全に払しょくできないがゆえ（決して「護憲派」でないにもかかわらず）保守主導の改憲には最後まで支持することもできなかった。そしてデニングの抱いた「復古的傾向」への懸念は、日本国内の大半の新聞が一時傾きかけた改憲支持から護憲ないし改憲慎重へと論調を変化させる大きな根拠ともなったのだった⁸⁹⁾。そして現在、いわゆる「護憲派」が日本国憲法改正への動きに警戒する際の一つの論拠として「改憲派」のもつ「復古・反動的」傾向にあることもまた指摘しなければならない。もちろん、現在の改憲論は1950年代のような明治憲法復帰ではなくアメリカとの軍事同盟構築や「国際貢献」を重視して「普通の国」になることを標榜するものが主流である。しかし、例えば去年発生した東日本大震災という「非常事態」ゆえ「国家緊急権」を国家に付与し人権を制限しようという主張にみられるように、立憲主義の原則を形骸化する内容を含みうる可能性があることは否定できない。

大使着任直後の2回の報告（1951年11月、1952年1月）においてデニングは、一般論として日本は「憲法を神聖視する傾向」がある一方で、現状では「人民の自由を改ざんする」改正を行う恐れもある。そうでなくても現況の「汚職、非効率の発生、有効な野党の不存在」が「戦前」と同様の道を招く危険があると指摘したが⁹⁰⁾、現在の日本をみると、彼の抱いた懸念が完全に杞憂に終わったとはいえないのかもしれない。

注

- 1) 梶居佳広「50年代改憲論と新聞論説（1952-1957年）—中間報告—」（『立命館大学人文科学研究所紀要』第96号、2011年）

- 2) 'Undecided Japan', *The Times*, 11 July. 1956.
- 3) 'Japanese Upper House Elections' (Denning to Lloyd), 13 July. 1956, A.Best(ed.), *British Documents on Foreign Affairs, reports and papers from the Foreign Office Confidential Prints, Part V. Series E, Asia* [以下、BDFA と略す] Vol.10, pp.336-337.
- 4) 'Proposed establishment of commission for constitutional reform' (Denning to Lloyds) 6 March. 1956, *BDFA* Vol.10, pp.314-316.
- 5) 木畑洋一『帝国のたそがれ—冷戦下のイギリスとアジア』(東京大学出版会、1996年)
- 6) 細谷千博、イアン・ニッシュ(監修)『日英交流史 1600-2000』全5巻(東京大学出版会、2000-2001年)。この内、第2巻第8章のピーター・ロウ「困難な再調整」、第9章の田中孝彦「冷戦初期における国家的アイデンティティの模索」が今回検討対象とする戦後日英関係を扱っている。また第5巻第11章のジョン・パードウ「同時代英国の日本時評」は日本に関するイギリスの新聞論説を扱っている。ただし1945年以前を検討範囲としている。
- 7) Roger. Buckley, *Occupation Diplomacy: Britain, the United States and Japan, 1945-1952* (Cambridge, 1982).
- 8) 富永望『象徴天皇制の形成と定着』(思文閣出版、2010年)。
- 9) 今回検討するイギリス外務省(F.O)文書のうち、本文でも記した機密文書集は注3の文献(Anthony Best(ed.), *British Documents on Foreign Affairs, reports and papers from the Foreign Office Confidential Prints, Part V. Series E, Asia* が「複製本」である。そのほか大使館・外務省との間の文書集である F.O.371(General Correspondence:Political) も日本関係分について一部利用、検討した。なお新聞(『タイムズ』)については本来イギリス(ロンドン)で書かれた社説・記事と日本特派員の記事とを分けて検討する必要があるのだが、今回はもっぱら社説に力点を置いて検討した。特派員記事も含めた本格的な検討は今後の課題としたい。ただ今回調べた限りでは論説と記事に大きな相違は見られなかったことを指摘しておく。
- 10) デニングについての簡単な評伝として、R.Buckley, 'Sir Esler Denning. Ambassador to 1951-1957', in: Sir Hugh Cortazzi(eds.), *British Envoys in Japan, 1859-1972* (Global Oriental, 2004). [日本語訳: ロジャー・バックリー(大山瑞代訳)「サー・エズラー・デニング」(サー・ヒュー・コートッツィ編著『歴代の駐日英国大使 1859-1972年』、文真堂、2007年)] なお、領事からの駐日大使はアーネスト・サトウ(Sir Ernest Mason Satow)以来2人目であった。
- 11) 注6の田中論文、注9のバックリー論文の他、田中孝彦「吉田外交における自主とイギリス 1952-54年: 吉田ミッションを中心に」(『一橋論叢』第123巻第1号、2000年)がある。
- 12) 例えば、『朝日新聞』「憲法はこうして生まれた」1952年4月5-9日。
- 13) 'Sovereign Japan', *The Times*, 28 April. 1952.
- 14) 'Statement by General Ridgway to the Japanese nation on Japan's restoration to

- sovereignty' (Denning to Eden). 28 April. 1952, *BDFA* Vol.3, pp.191-192.
- 15) 'The Japanese Emperor's Constitution Day message' (Denning to Eden), 6 May. 1952, *BDFA* Vol.3, pp.194-196.
 - 16) 但し英語の原文は North Korean と記されているので、北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）を支持する朝鮮人とするべきであろう。
 - 17) 'The Japanese Riots', *The Times*, 3 May. 1952.
 - 18) 'May Day riots' (Denning to Eden). 3 May. 1952, *BDFA* Vol.3, pp.192-193. 並びに 'Strategy of the Japanese Communist Party', (Denning to Eden). 13 May. 1952, *BDFA* Vol.3, pp.200-201.
 - 19) 'The Opposition in Japan', *The Times*, 19 May. 1952.
 - 20) 'The Thirteenth Ordinary Session of the Japanese Diet', (Denning to Eden), 11 Aug 1952, *BDFA* Vol.3, pp.222-224.
 - 21) 'Rearmament in Japan', *The Times*, 19 Sep. 1952.
 - 22) 'Japan's choice', *The Times* 3 Oct. 1952.
 - 23) 'The general election' (Denning to Eden), 7 Oct. 1952, *BDFA* Vol.3, pp.224-225.
 - 24) 'Japanese rearmament' (Denning to Eden), 31 Dec. 1952, *BDFA* Vol.3, pp.229-230
 - 25) 'Annual Conventions in Tokyo of the Right and Left-wing Socialists', (Denning to Eden), 28 Jan. 1953, *BDFA* Vol.4, pp.165-166.
 - 26) 'The end of the Fourth Yoshida Administration', (Denning to Eden), 18 Mar. 1953, *BDFA* Vol.4, pp.178-179.
 - 27) 'Election Prospects in Japan', *The Times*, 6 Apr. 1953.
 - 28) 'Japan's New Deputies', *The Times*, 13 May. 1953.
 - 29) 'Political situation' (Denning to Churchill), 22 Apr. 1953, *BDFA* Vol.4, pp.187-188.
 - 30) 'Details concerning Japanese rearmament' (Denning to Churchill), 10 June. 1953, *BDFA* Vol.4, pp.193-201
 - 31) 'Political situation' (Denning to Salisbury), 12 Aug. 1953. *BDFA* Vol.4, pp.210-212.
 - 32) 'Japan's Defence Forces', *The Times*, 2 Sep. 1953.
 - 33) 'Japan facing the Future', *The Times*, 14 Sep. 1953.
 - 34) 'Japan's Defence Policy', *The Times*, 29 Sep. 1953.
 - 35) 'Saving Japan', *The Times*, 12 Aug 1954.
 - 36) 'Japan seek to End Isolation', *The Times*, 1 Sep 1954.
 - 37) 'The Present state of Education' (Denning to Salisbury), 14 Aug 1953, *BDFA* Vol.4, pp.213-215.
 - 38) 'The Current Communist Position in Japan' (Denning to Salisbury), 18 Aug. 1953, *BDFA* Vol.4, pp.215-217.
 - 39) 'The state of Religion in Japan' (Denning to Salisbury), 2 Sep. 1953. *BDFA* Vol.4, pp.217-220.

- 40) 'The status of Japanese women as a result of their emancipation' (Denning to Salisbury), 22 Sep. 1953. *B DFA* Vol.4, pp.224-226.
- 41) 'The tendency of legal and traditional social security systems to restrain the development of Communism' (Denning to Salisbury), 30 Sep. 1953, *B DFA* Vol.4, pp.230-232.
- 42) 'Increased activity and influence of Right-wing groups in Japan' (Denning to Eden), 9 Mar. 1954, *B DFA* Vol.6, pp.197-199.
- 43) Minute by A.S.Halford, 26 Jan. 1954, F.O371/110405.
- 44) 'A further assessment of Japanese reactions to the idea of rearming their country' (Denning to Eden), 12 Feb. 1954, *B DFA* Vol.6, pp.186-188.
- 45) 'The Mutual Defence Assistance Agreement and the three accompanying Agreements between Japan and the United States' (Denning to Eden), 10 Mar. 1954, *B DFA* Vol.6, pp.199-201.
- 46) 'Report on the Police Law Revisions Bill' (Brain to Eden), 7 July. 1954. *B DFA* Vol.6, pp.215-218.
- 47) 'Opening by the Emperor of the 19th Regular Session of the Japanese Diet' (Denning to Eden), 2 Feb. 1954, *B DFA* Vol.6, pp.182-183.
- 48) 'Japanese land reforms' (Denning to Eden), 17 Nov. 1954, *B DFA* Vol.6, pp.261-265.
- 49) 'Position of the Imperial throne of Japan and the extent of the influence of the Emperor and the Imperial family' (Brain to Eden), 30 Jun. 1954. *B DFA* Vol.6, pp.210-213.
- 50) この点、田中孝彦、前掲論文(注6)を参照のこと。
- 51) 'Political situation in Japan' (Denning to Eden), 15 Dec. 1954. *B DFA* Vol.6, pp.272-274.
- 52) 'Japan Liberal's tactics', *The Times*, 29 Nov. 1954. なお21日には社説('Japan's Way Forward')もあるが経済関係中心の説明である。
- 53) 'Prime Minister of Japan', *The Times*, 10 Dec. 1954.
- 54) 'Japan's Grievance', *The Times*, 19 Jan. 1955.
- 55) 'Political situation in Japan' (Denning to Eden), 15 Dec. 1954. *B DFA* Vol.6, pp.272-274、並びに 'New Japanese Government', (Denning to Eden), 15 Dec. 1954. *B DFA* Vol.6, pp.274-275.
- 56) 'Early Lead For Mr.Hatoyama', *The Times*, 28 Feb. 1955. ちなみに、この段階での獲得議席は民主党92、自由党59、左派社会党30、右派社会党22、他3。
- 57) 'New Grouping in Japan', *The Times*, 1 Mar.1955.
- 58) 'Analysis of the results of the Japanese General Election of February 1955' (Brain to Eden), 2 Mar. 1955. *B DFA* Vol.8, pp.338-339.
- 59) 'Formation of a new Government by Mr. Hatoyama' (Denning to Eden), 30 Mar.

- 1955, *B DFA* Vol.8, pp.340-341.
- 60) 'The Japanese political scene since the February election' (Denning to Macmillan), 4 May. 1955, *B DFA* Vol.8, pp.350-351. 並 び に 'Japan: Internal political situation' (Denning to Macmillan), 22 Jun. 1955, *B DFA* Vol.8, pp.374-375.
- 61) 'The 22nd Session of the Japanese Diet' (Denning to Macmillan), 15 Aug. 1955, *B DFA* Vol.8, pp.383-384.
- 62) 'Cabinet Crisis in Japan', *The Times*, 1 Aug. 1955.
- 63) 'Socialist Merger in Japan', *The Times*, 13 Oct. 1955.
- 64) 'Japanese Socialist Party merger' (Denning to Macmillan), 31 Oct. 1955. *B DFA* Vol.8, p.416.
- 65) 'Conservatives of Japan', *The Times*, 16 Nov. 1955, 並 び に 'The Japanese Conservative merger' (Denning to Macmillan), 16 Nov. 1955. *B DFA* Vol.8, p.428.
- 66) 'Japan Forming its First Civilian Army', *The Times*, 20 Jun. 1955.
- 67) Memorandum by Research Department (Foreign Office), 1 March. 1955, F.O371/115254.
- 68) 'Japanese rearmament' (Denning to Macmillan), 22 Jun. 1955. *B DFA* Vol.8, pp.371-373.
- 69) 'Uncertain Japan', *The Times*, 23 Aug. 1955. 並 び に 'Japan's Perplexity', *The Times*, 9 Sep. 1955.
- 70) 'Political Storm Brewing In Japan', *The Times*, 5 Sep. 1955.
- 71) 'Mr. Sigemitsu's visit to Washington' (Denning to Macmillan), 7 Sept. 1955. *B DFA* Vol.8, pp.397-398. 並 び に 'Mr. Sigemitsu's visit to Washington' (Denning to Macmillan), 20 Sept. 1955. *B DFA* Vol.8, pp.402-403. なおデニングは重光を外相就任時から「現在の内外情勢に疎い」として低い評価であった（'The Ambassador's first call on December 23, 1954, on the new Japanese Foreign Minister, Mr. Mamoru Shigemitsu' (Denning to Eden), 23 Dec. 1954, *B DFA* Vol.6, pp.276-277).
- 72) Minute by R.T.D. Ledward, 29 Dec. 1955, F.O371/121034
- 73) 注4の報告（1956年3月6日）。
- 74) 'Japan's Wish to be Japanese', *The Times*, 20 Feb. 1956.
- 75) 'Plans To Revise Japanese Constitution'. *The Times*, 18 Apr. 1956.
- 76) 注3の報告（1956年7月13日）。
- 77) 注2の社説（1956年7月11日）。
- 78) 今回検討した時期でイギリス本国外務省が提示した対日政策は1954年5月にまとめられたが、日本の将来の中国接近を警戒し西側陣営に止めることを目標としている（'The policy of Her Majesty's Government toward Japan' (Eden to Brain), 25 May. 1954, *B DFA* Vol.6, pp.207-208）。講和・独立時における中国（中華人民共和国）との関係正常化主張とは大きく路線転換を行った内容であったが、この方針転換にデニングの働

き掛けがあったことが知られている。田中孝彦、前掲論文（注11）参照。

- 79) 戦後改憲論議については、差し当たり渡辺治『日本国憲法「改正」史』（日本評論社、1987年）を参照のこと。
- 80) R.Buckley, op.cit（注10）を参照。なお「憲法草案要綱（3月6日発表）」を論評したモーランド(Oscar Morland)はデニングと同様、戦前から日本・満州で領事を経験し、1959年から駐日大使になる。これまでの研究によるとデニングと同様「戦後日本」には懐疑的であったようである。Sir John Whitehead, 'Sir Oscar Morland. Ambassador to Japan, 1959-1963', in: Sir Hugh Cortazzi(eds.), op.cits. [日本語訳：サー・ジョン・ホワイトヘッド（松村耕輔訳）「サー・オスカー・モーランド」(サー・ヒュー・コータッツィ編著、前掲書)] 参照。
- 81) イギリス側の再検討は7月本省調査部（Research Department）のミルワード（R. S. Milward）作成の報告、9月日駐日大使館スタッフが逐条検討した報告、さらに9月報告を検討した上で11月に改めて本省調査部がまとめた報告、計3種類の報告が存在する。富永望、前掲書（注8）参照。
- 82) なお最も包括的な9月の大使館報告では、本文で記した以外に以下の指摘・勧告を行っている。①天皇について「象徴」という文言は不明確で第3、4条の「国事」と「国政」も区別は不可能であるので文言を追加修正する必要がある。②人権条項では、文言の曖昧さが人権侵害を招くのでその点を改めることを前提に、第11条と第97条は実質的に同じ条文であるから第97条は削除すべきで、第20条（信教の自由）も国の宗教活動・援助を禁止した第3項はかえって「政府による宗教の圧迫を正当化しかねない」との理由で削除。一方第19条（思想・良心の自由）は「修辭法以上のものを表している」と言い難く、逆に第23条（教育の自由）は条文だけでは不十分として作り直すことを求める。③国会・内閣は両院の差別化と内閣交代の方法の明確化を求め、④財政規定は89条について慈善・教育事業への公金支出を認めるよう改正すべきである。富永望、同書も参照。
- 83) ガスコインは憲法の特徴について、第9条の他、天皇、行政システムの分権化と直接公選を挙げているが特に論評は行っていない。'Trends of events in Japan from July 1946, until February 1951' (Gascoigne to Bevin) 6 Feb. 1952, *BDF* Vol.1, pp.224-232. 朝鮮戦争が勃発するとアメリカ・マッカーサーとの意見対立がみられる一方、日本再軍備と反共主義を鮮明にするようになった。木畑洋一、前掲書（注5）並びに Peter Lowe, 'Sir Alvary Gascoigne in Japan, 1946-1951' in :Sir Hugh Cortazzi(eds.), op.cits [日本語訳：ピーター・ロー（奥山義次訳）「サー・アルヴァリ・ギヤスコイン」(サー・ヒュー・コータッツィ編著、前掲書)] 参照。
- 84) 'The situation in Japan and the prospects for the future' (Denning to Eden), 26 Nov. 1951, *BDF* Vol.1, pp.358-363. なお同報告では、(のちの53年の個別報告と同様) 農地改革や婦人の解放は一定の評価を与える一方、言論の自由や地方における公選の導入については改革によって得た権利を「担い手」＝著述家、地方政治家が今後も擁護・

維持できるかどうか疑問視している。

- 85) なお大使離任時の首相は岸信介であるが、デニングは、岸首相は就任直後であって低姿勢・懐柔策をとっているが、かえって反対勢力の助長を促進している。もっとも「岸以外の政治家も見当たらない」のが現状であるとしている。Valedictory Despatch by Sir Esler Dening, in: Sir Hugh Cortazzi (eds.), op. cit., pp.287-290.
- 86) デニングは1952年3月と1953年11月に日英関係に関するまとまった報告を提出し、イギリスにとって日本は差し当たり軍事的な脅威でなく、経済的脅威も大げさであること、独立後日本とアメリカとの関係悪化が懸念される一方、日本はイギリスには政治・社会制度面で敬意をもっていること等を指摘している。‘The future development of Anglo-Japanese relations’(Dening to Eden), 24 Mar. 1952, *BDFA*, Vol.3, pp.181-182. ‘Her Majesty’s Government’s attitude towards Japan’s economic difficulties’(Dening to Eden), 9 Nov.1953, *BDFA*, Vol.4, pp.237-239. また1954年3月の日本の労働条件に関する報告では、「日本の労働者を低賃金・過剰労働を強い、不当に安い製品を外国に売りつけようとしている」というイギリス産業界の主張＝懸念を批判している。‘Labour conditions in Japan’(Dening to Eden), 5 Mar. 1954, *BDFA*, Vol.6, pp.195-197.
- 87) ‘United States-Japanese relations’(Dening to Macmillan), 3 Oct. 1955, *BDFA* Vol.8, 411-413. なお今回検討した時期の Confidential Print の中でデニングが正面から日米関係を取り上げた報告はこの55年報告のみである。
- 88) 例えば1954年吉田首相の外遊の際、デニングは中国問題で日英連携を図ることを働き掛けたがアメリカとの関係を重視する本国政府はデニングの働き掛けには賛意をしめさなかった。また天皇制・皇室についてもデニングは日本側の「片思い」を利用しつつイギリスの関与を勧めたが本国側が積極的に動くことはなかった。経済摩擦や戦争犯罪問題の傷跡も大きく、デニング個人の努力ではどうすることもできなかったとはいえるが。以上、田中孝彦（注6、11）、バックリー（注9）前掲論文も参照。
- 89) 日本の新聞は1953年後半から1954年前半までは（やむなしも含め）改憲支持が多数を占めていたが、1954年後半、改進黨や自由党が相次いで憲法改正案を提示すると、その「保守的」な内容に反発しこれ以降改憲慎重論が主流となった。梶居、前掲論文も参照。
- 90) ‘The situation in Japan and the prospects for the future’ (Dening to Eden), 26 Nov. 1951, *BDFA* Vol.1, pp.358-363. 並びに ‘Japanese rearmament’(Dening to Eden), 14 Jan. 1952, *BDFA* Vol.3, pp.161-163.

本稿は2011年9月9日立命館大学人文科学研究所・近代日本思想史研究会での報告を基にしたものである。なお本稿は、科学研究費補助金(基盤研究C、

課題番号21520696)「1950年代の憲法論議—地方ジャーナリズムを中心に」
による成果の一部でもある。